

## 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年 度住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又 は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C= 【D】			円	円
	月				円	円	円			
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C= 【D】			円	円
	月				円	円	円			
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C= 【D】			円	円
	月				円	円	円			
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C= 【D】			円	円
	月				円	円	円			
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C= 【D】			円	円
	月				円	円	円			

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	138.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	210.3万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	250.3万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	年間給与 収入見込額 【A】×12 ⑧	給与 所得額 ⑨	年間事業等 収入見込額 【B】×12 ⑩	事業等 所得額 ⑪	年間年金 収入見込額 【C】×12 ⑫	年金 所得額 ⑬	【所得見込】 年間所得 見込額 ⑨+⑪+⑬ ⑭	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑮
	1		円	円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑧、⑩、⑫には、表面の任意の1か月の収入⑤の【A】【B】【C】それぞれに12をかけた額を記入してください。

⑨「給与所得額」欄には、以下の算定式により所得額を計算の上、ご記入ください。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 550,999円以下 → 0円                 | ⑤1,624,000円～1,627,999円→1,074,000円          |
| ② 551,000円～1,618,999円→収入-550,000円 | ⑥1,628,000円～1,799,999円→収入÷4×4×60%+100,000円 |
| ③1,619,000円～1,619,999円→1,069,000円 | ⑦1,800,000円～3,599,000円→収入÷4×4×70%-80,000円  |
| ④1,620,000円～1,621,999円→1,070,000円 | ⑧3,600,000円～6,599,999円→収入÷4×4×80%-440,000円 |
| ⑤1,622,000円～1,623,999円→1,072,000円 |  |

⑪「事業等所得額」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を⑩から除してご記入ください。  
②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑬「公的年金所得額」の欄には、以下の算定式により所得額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等の所得額 ※年齢は令和4年1月1日時点  
 : 1,300,000円未満 → 収入-600,000円=所得  
 : 1,300,000円～4,099,999円 → 収入×0.75-275,000円  
 : 4,100,000円～7,699,999円 → 収入×0.85-685,000円  
 (65歳以上の方) 公的年金等の所得額  
 : 3,300,000円未満 → 収入-1,100,000円=所得  
 : 3,300,001円～4,099,999円 → 収入×0.75-275,000円  
 : 4,100,000円～7,699,999円 → 収入×0.85-685,000円

⑭「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑭年間所得見込額 = ⑨給与所得額 + ⑪事業等所得額 + ⑬年金等所得額

⑮「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	83.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	111.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	139.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	167.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用